

手続き	営業許可申請事項変更届	【第9号様式(第10条関係)】
届出対象	①店舗の構造設備の変更 区画や面積の変更、作業室の用途変更、製造ラインの移設等。 ②店舗の名称・屋号、飲食店の取扱業種(ふぐ・仕出し・弁当調製)の変更 ③申請者の変更 個人の場合：自宅住所や婚姻等による改姓 法人の場合：主たる事務所の所在地、法人名称、代表者氏名の変更 ④施設の所在地の表記 住居表示の施行や代表地番の変更 ※店舗の移動なし	
届出時期	変更後速やかに	
届出様式	営業許可申請事項変更届	
添付書類	変更の事実を証する書類(添付又は提示書類参照)	

◆変更内容と対応する手続きの概要は、次のとおりです。

	変 更 内 容	手 続 き	添付又は提示書類
構造設備	①店舗レイアウトの一部変更	変更届	・変更後の施設平面図
	②店舗の大規模な増改築・改装	廃止届及び新規許可申請	
	③店舗の移転	廃止届及び新規許可申請	
所在地	①住居表示や市町村合併による所在地の表記変更(*) ②代表番地の変更(*)	変更届	・住居表示施行の場合、市町村が発行する通知書や証明書
	③違う場所に移転	廃止届及び新規許可申請	
営業者	①申請者の改姓や改名(*)	変更届	①戸籍事項証明書
	②法人の商号(*)、組織形態、代表者		②・③法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項証明書)
	③申請者住所(法人：主たる事務所所在地)		
	④別法人や個人への営業譲渡(⑥の場合を除く) ⑤個人 ⇄ 法人への営業者変更	廃止届及び新規許可申請	
	⑥相続、法人の合併又は分割の発生	営業承継届	
その他	①食品衛生責任者の設置・変更	食品衛生責任者(設置・変更)届	
	①ふぐ処理の追加(*) ②仕出し、弁当調整の追加(*)	変更届	①ふぐ処理師免許証 ②変更後の施設平面図

注：※変更内容欄に(*)のある場合、営業許可証の書換交付手続きが必要です。

※手続き欄に網掛けしている場合（ の場合）は、変更届の対象外です。

※ 構造設備の変更や法人組織の変更については、変更届の範囲を超える場合がありますので、事前にご相談下さい。

※自動車による営業、簡易営業、自動販売機については、保健所に直接お尋ね下さい。

登記事項証明書（履歴事項証明書）の確認ポイント

1. 変更届に関する内容

変 更 事 項	組 織	①株式会社 ⇄ 持分会社(合同会社、合名会社、合資会社)への組織変更の場合 「登記記録に関する事項」欄に、 ”平成○年○月○日株式会社Aを組織変更し設立” のような記載があります。 ②特例有限会社 → 株式会社への組織変更の場合 「登記記録に関する事項」欄に ”平成○年○月○日 A有限会社を商号変更し、移行したことにより設立” のような記載があります。 ※旧法人の登記簿の「登記記録に関する事項」の記載内容 ①の場合 ”……組織変更し解散” ②の場合 ”株式会社に商号変更し、移行したことにより解散”
	商 号	・「商号」欄に、下記のような記載があります。 上段：下線を引いた旧商号 下段：新商号、変更期日、登記期日
	本 店	・「本店」欄に、下記のような記載があります。 上段：下線を引いた旧所在地 下段：新所在地、移転期日、登記期日 又は「登記記録に関する事項」欄に ”平成○年○月○日（旧所在地）から本店移転 平成・・年・・月・・日登記” のような記載があります。

2. 営業承継届に関する内容（※法人の合併・分割は、変更届の対象外）

合 併	①新設合併の場合、「登記記録に関する事項」欄に、 ”奈良県大和高田市・・・番地 株式会社A と 奈良県桜井市・・・番地 株式会社B が合併により設立 平成・・年・・月・・日登記” のような記載があります。
	②吸収合併の場合、「吸収合併」欄に、 ”平成○年○月○日奈良県橿原市・・・番地 株式会社Cを合併 平成・・年・・月・・日登記” のような記載があります。
分 割	①新設分割の場合、「登記記録に関する事項」欄に、 ”奈良県葛城市・・・番地 株式会社Dから分割により設立” のような記載があります。
	②吸収分割の場合、「会社分割」欄に ”平成○年○月○日奈良県御所市・・・番地 株式会社Eから分割 平成・・年・・月・・日登記” のような記載があります。

ご不明の点は、営業所を管轄する保健所にお尋ね下さい。

①記載内容の審査

- ☐申請者欄：変更後の氏名・住所が記載されている
- ☐法人の届出：法人の名称及び法人代表者名が記載されている
- ☐個人の届出：自宅住所が記載されている
- ☐記載事項：現に把握している事項と相違ないかシステム端末で確認
- ☐構造設備の変更：変更後の構造設備が基準に適合している
台帳添付図面を確認し、変更内容を確認すること
- ☐ふぐ処理施設追加の場合は、免許取得者の確認、器具・施設の実地確認日をもって、変更届の受理日及び変更年月日とすること（変更日空欄で受付）

②添付又は掲示書類の確認

※変更の事実を証する書面の提示又は提出。変更の事実を確認できない場合は、書類の追加を指示し、変更届を返却

- ☐法人に関する変更：履歴事項全部証明書（原本提示）
（※合併、分割、別法人への営業者変更は、変更届の受付対象外）
- ☐個人の氏名：戸籍事項証明書など（原本提示）
- ☐営業設備の概要（構造設備）：変更箇所を示す図面
- ☐店舗の全面改築や大部分の改造：変更届対象外（旧施設の廃止と新規申請が必要）
- ☐ふぐ処理の追加：ふぐ処理専用の洗浄槽、処理台を明示した営業設備の概要
ふぐ処理師免許証（原本提示。奈良県で有効な免許か要確認）
- ☐自動車販売業の営業の主要事項の変更：
 - ☐自動車保管場所、品目の変更：大要様式
 - ☐基地施設：大要様式、基地施設の許可又は営業報告受理書に相当する書面
写し（提示

※次の場合は、基地施設の許可（営業報告）不要
 原材料を店舗で購入する、給水のみを行う、市場の共同調理場で一次加工、
 食品・食器・器具の単なる保管、機械器具の洗浄を行う
- ☐屋号、品目、同一業種の第1種⇔第2種変更：大要様式（2部）
- ☐自動車：自動車検査証（原本提示）、大要様式（2部。1部は受付の上、返却）

H29年度を目途に車両変更は変更届で対応可。それまでの間は、既存設備の
 車体載せ替えが明らかな場合、新要領適合のための改造を行った場合に限り、
 変更届で受理。その他の車体変更は、既存許可の廃止届と新規申請が必要。
- ☐自動販売機の変更：
 - ☐同種の機種への変更、既存設置機の増減：自動販売機
 次の場合は、既存許可の廃止届と新規許可申請が必要

・設置台数が倍以上、又は半分以下になる場合
 ・他の場所に移転設置したとき（営業許可施設内への移転を除く）
 ・異機種のものに変更した場合（例：提供品目が、喫茶→飲食店に変更など）

【営業許可証書換申請の指導】

※詳細は、営業許可証書換申請手続き参照

- 営業許可証記載事項(氏名、屋号、所在地表記、特定業種)変更の場合：
書換交付申請を指導

④施設の確認【ふぐ、仕出し、弁当調製業の追加、車両の変更など】

★ふぐの追加：機器・設備の確認のため調査必須

仕出し、弁当調製業の追加：図面上取扱いに疑義がある場合のみ施設確認を行い、図面上十分な余地がある施設は書面審査(周辺施設の監視時にあわせて確認)とする。

- 「変更届」、「受付メモ」、「予定表ノート」、「営業許可申請調査予約票」にそれぞれ、ナンバリングで番号を付番

※「変更届」：右上余白部分にナンバリング(メモ紛失時の保険)

※「受付メモ」：調査日時、店舗調査者への申し送り事項等を記入し、変更届表紙(右端・中央部)にホチキス留め

※「予定表ノート」：調査日時、店舗所在地エリア、業種、ふぐ を記載。

例： 5/13 14:30 番号、櫃(曾)、飲、ふぐ追加

※「営業許可申請調査予約票」：

調査日時、不備内容等を明記し、届出者に配布。

- ふぐ取扱いの追加

- 仕出し、弁当調製業の追加

・図面上、十分な空間がなく、取扱いに疑義を生じる場合は施設調査

- 自動車販売業の車両変更

・旧施設の設備を新車両に載せ替える場合は、営業車両での来庁を求め、構造設備の同一性を確認

⑥P C入力、台帳整理

- 受付者が入力・台帳整理を行い、届出書下欄のP C、台帳欄に押印。

台帳記載事項：営業者住所、氏名、法人代表者、営業施設所在地、営業所名称
食品衛生責任者、簡易・自動車営業にあっては、提供食品
台帳添付書類：自動車営業にあっては、大要様式、自動車検査証の写し
簡易(自動販売機)にあっては、当該機種のパンフレット

- 構造設備など履歴用紙で確認できない変更事項については、台帳備考欄に

【 年 月 日受付 年 月 日変更 変更事項 】のゲタ判を押し、概要を記載

記載例：H26. 4. 10受付、H26. 4. 1変更 変更事項 調理場の増築

- 台帳の変更項目欄を修正。

旧記載事項に朱書き二重線を引き、変更後の内容を黒字で記載。

※変更項目欄に追記できない場合は、旧記載事項を朱書き二重線で削除し、台帳に変履歴用紙を追加の上、該当欄に変更事項を記載。

- 決裁済みの変更届は、変更届の仮フォルダに綴り込み、1ヶ月分をまとめて文書目録の作成、書類の並べ替えを行い簿冊に綴り込みする。